

新潟県高等学校体育連盟主催大会における
新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針（令和4年4月1日時点）

1 大会の開催について

- 令和4年度主催大会行事予定表のとおり開催する。但し、国が県に対し緊急事態宣言等を発令した場合、または国や自治体がイベント開催自粛要請を行った場合は、中止・延期について検討する。
- 陽性となった生徒等の発生により、大会延期・中止を検討せざるを得ないような状況が生じた場合は、本連盟と専門部で協議し本連盟が開催の可否を決定する。（延期・中止の判断基準は、原則全参加校数の1/4以上の欠場がある場合とし、専門部の実態・特性に応じ検討する）

2 大会への出場について

- 陽性となった生徒、検査対象となり自宅待機を指示されている生徒及び発熱等の症状がある生徒を除き、参加させることができる。ただし、専門部の規定や各種ガイドライン等により参加が認められる場合とする。（監督、顧問等の部活動関係者も生徒に準じる）
なお、学校が臨時休業期間中に参加する場合は、県立学校は校長が県教育庁保健体育課に、市立学校及び私立高校は校長が県高体連事務局に報告すること。

3 大会開催基準要項への追加及び変更事項について

- 公益財団法人日本スポーツ協会作成の「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び県教育庁保健体育課が示す「部活動実施上の留意事項について」に準じた感染防止基本計画（「様式1 感染防止基本計画書」）を作成し、実施要項と合わせて加盟校及び本連盟に送付するとともに、その徹底を図ること。
- 開会式及び閉会式等の式典は、競技上の諸注意や表彰など、必要最低限の内容とし、極力簡略化を図ること。
- 大会経費について、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る経費を追加申請することができる。その場合は、事前に本連盟に協議することとし、申請は別途送付する「主催大会（感染防止策）追加申請書」を使用すること。
- 宿泊を伴う場合は、県教育庁保健体育課が示す「部活動実施上の留意事項について」を遵守すること。

4 感染拡大予防対策について

- 県教育庁保健体育課が示す「部活動実施上の留意事項について」を遵守するとともに、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会等）及び「中央競技団体が作成したガイドライン」に準じ、専門部の実態・特性に応じた対策を行うこと。
- 使用施設管理者から社会体育施設に関するガイドラインが示されている場合は、その内容に従うこと。
- 大会当日は、大会参加者等に体調の確認に関する情報を保存できる形で提出を求めるとともに（「様式2 大会当日チェックシート」）。また、個人情報の取扱いに十分注意しながら、大会終了後1ヶ月間保存すること。
- 大会は、入場を制限して実施する。一般観戦者の入場は不可とし、保護者については各競技の実態、開催会場の許容人数等から競技毎に判断すること。

5 その他

- 個人情報の管理を徹底し、陽性となった生徒等への誹謗中傷等が起らないよう配慮すること。
- 感染への不安が理由で大会出場を自粛しようとする場合は、その意向を尊重すること。
- 出場停止もしくは見合わせとなった生徒に係る選手補充については、大会前の参加申込締切後や大会期間中であっても、当該校に不利益が生じないように競技専門部において柔軟に対応すること。
- 本方針は、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等より、随時改訂されるものである。